農業集落排水施設など使用世帯の人員を調査

市は毎年4月1日と10月1日を基準として、農業集落排水施設などの使用世帯人員調査をしています。調査対象は❶農業集落排水❷集合浄化槽❸自家水・組合水道水を排水している公共下水道の使用世帯です。

基準日までの使用料算定人数と基準日における住民登録人数が異なる世帯には、上下水道課から確認の案内書を郵送します。

使用人数の変更を希望する場合は、同封する使用者等変更届を提出してください。案内書の内容に変更の無い世帯は提出不要です。

■問い合わせ先 上下水道課経理係(☎・内線1275)

水道使用開始の手続き余裕もって申し込みを

4月から5月は水道使用開始の申し込みが集中し、希望日での対応が難しくなることがあります。水道使用開始の手続きは、使い始める日の3日前(土日祝日除く)までに必ずしてください。

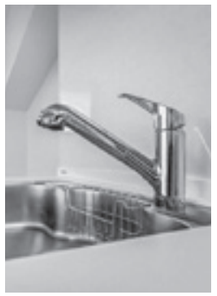

◎手続きの内容

■時間 平日の午前8時半から午後5時15分まで

■方法 上下水道課窓口または電話で申し込み

■提出物 給水契約申込書

※申込書は市ウェブサイトからダウンロードするか、同課から交付を受けてください。電話申し込みの場合は、後日郵送などの方法により提出してください。

■問い合わせ先 上下水道課経理係(☎・内線1274)

成人式をつくり上げる実行委員を募集します

市は、8月15日(日)に開催を予定している令和3年度成人式の実行委員を公募しています。

■募集人数 若干名

■応募資格 次の❶、❷の要件を満たす人

❶令和3年度成人式対象者(平成12年4月2日から13年4月1日までの出生者)

❷成人式までの期間に開く月1回程度の会議に出席できる人(5月から8月まで)

■活動内容 企画、運営、会場準備など(無償)

■申込期限 5月6日(木)

■申し込み方法 電話またはファクス(74・2102)

■問い合わせ先 文化スポーツ課生涯学習係(☎・内線1144)

民生委員・児童委員の不在地区の一部を解消

選考中の民生委員・児童委員を次の通り委嘱しました(敬称略)。

それ以外の地区は、広報はちまんたい令和元年12月号(№294)と令和2年11月号(№305)で確認してください。

■行政区 駅前一区

■氏名 田村恵子

■委嘱期間 令和2年11月10日から4年11月30日まで

■問い合わせ先 地域福祉課福祉総務係(☎・内線1114)

公正な選挙見届ける投票立会人を募集中

市選挙管理委員会は、各種選挙における投票所の立会人を随時募集しています。

※高校生は投票日当日のみの従事となります。

■応募資格 投票日現在、選挙権を有する人

■報酬 1日当たり1万9000円(期日前投票は9600円)

■問い合わせ先 同委員会事務局(☎・内線1220)

福祉タクシー助成券3年度受け付け開始

市は重度の障がいがある在宅者に対し、タクシー料金の一部を助成しています。

■対象者 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級を持っている人

※自動車税または軽自動車税の減免を受けている場合は対象外です。

■助成内容 1枚600円のタクシー券を申請月から年度末までの1カ月につき2枚、最大24枚交付

■利用できるタクシー会社

▼安代観光タクシー▼平舘タクシー▼西根観光タクシー▼福祉タクシーこまどり▼らくらくケアタクシー(乗車または降車が秋田県内の場合に限る)

■申請方法 地域福祉課または西根・安代各総合支所、田山支所に印鑑と当該手帳を持参し、申請してください。

■問い合わせ先 地域福祉課障がい福祉係(☎・内線1112)

住宅の新築・増改築と水洗化に助成をします

市は市民の生活環境の向上と、住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を図るため、木造住宅の新築・増改築工事費と住宅の水洗化リフォーム工事費に助成します。申請は必ず工事着手前にしてください。

❶木造住宅の新築・増改築工事

■対象住宅

▼市内に居住する目的で新築する木造住宅、または所有かつ居住している住宅で増改築する木造住宅 ※共同住宅、建売住宅、別荘など一時的に使用する住宅、賃貸など営利を目的とした住宅は対象外▼集合住宅や併用住宅は、延べ床面積の2分の1以上を居住用、住宅用として使用している住宅▼過去に同助成を受けていない住宅

■対象工事

▼新築または建築確認申請が必要な増改築で、対象工事に要する経費が100万円以上の工事▼集合住宅は居住専用部分、併用住宅は対象部分を対象とする工事▼施工業者(法人または個人事業主)が施工する工事▼他の補助などを受けていない工事▼令和4年3月18日(金)までに完了報告ができる工事

■対象者

▼助成金の交付請求時に対象住宅を所有し、居住している人▼市税を滞納していない人▼過去に同助成を受けていない人

■助成金額 左表の通り

※市内の業者に発注した場合(市外業者に発注した場合の助成額は半額)

■申請期限 12月20日(月)

表__木造住宅新築・増改築工事助成額

対象経費	助成額
2,000万円以上	50万円
1,000万円以上2,000万円未満	40万円
500万円以上1,000万円未満	30万円
100万円以上500万円未満	20万円

※市産材を5立方㍍以上使った場合は、1立方㍍当たり2万円を上乗せ(上限50万円)

❷住宅の水洗化リフォーム工事

■対象住宅

▼自己が2分の1以上を所有し、自己または自己と生計を同一にする親族が延べ床面積の2分の1以上居住している市内の住宅▼過去に同助成を受けていない住宅

■対象工事

▼既存の排水設備、便槽または合併処理浄化槽を下水道処理施設、農業集落排水処理施設または合併処理浄化槽に接続する工事とそれに伴う増改築工事▼対象工事に要する経費が10万円以上の工事▼集合住宅は住宅部分を対象とする工事▼増築の場合は、増築面積が10平方㍍以下の工事▼施工業者(法人または個人事業主)が施工する工事▼他の補助などを受けていない工事▼令和4年3月18日(金)までに完了報告ができる工事

■対象者 ❶木造住宅の新築・増改築工事の対象者と同様

■助成金額 対象工事に要した経費の5分の1以内の額(上限10万円)

※市共通商品券で交付

■申請期限 1月31日(月)

■問い合わせ先 上下水道課維持管理係(☎・内線1277)

行政に関する悩み行政相談所に相談

行政に関わることで困っていることや要望したいことについて相談に応じ、その解決や実現を促進するため、無料の行政相談を行っています。

国から委嘱された行政相談委員が次表の通り、毎月1回地区ごとに相談所を開設しています。

相談は予約不要で、秘密は厳守されますので、気軽に利用してください。

西根地区

■担当 工藤昭二

■日時 毎月第3月曜日(平日のみ) 午前9時半から正午まで

■場所 大更コミュニティセンター小会議室

■問い合わせ先 西根総合支所地域振興係(☎・内線2002)

松尾地区

■担当 佐々木正志

■日時 毎月第3月曜日(祝日の場合は翌日)午前9時半から正午まで

■場所 市役所本庁舎相談室

■問い合わせ先 まちづくり推進課地域振興係(☎・内線1451)

安代地区

■担当 山本富栄

■日時 毎月20日(土日祝日の場合は、直前の金曜日)午前9時半から正午まで

■場所 偶数月は安代総合支所、奇数月は田山コミュニティセンター

■問い合わせ先 安代総合支所地域振興係(☎・内線3122)

※開催日時・場所は、暮らしの情報カレンダーで毎月お知らせしています。

児童扶養手当と障害年金の併給調整を見直し

児童扶養手当法の一部改正により、令和3年3月分（3年5月支払）から、児童扶養手当と障害年金の併給調整が見直されました。これにより、3年3月分から、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合の差額を児童扶養手当として受給できるようになります。

■申請　既に児童扶養手当受給資格者として認定を受けている人は、原則、申請不要

※それ以外の人は、児童扶養手当を受給するための申請を地域福祉課窓口で行ってください。

■支給開始月　申請の翌月分から

※併給調整で児童扶養手当を受給できなかった人のうち、令和3年3月1日に支給要件を満たしている人は、3年6月30日までに申請すれば、3年3月分の手当から受給できます。

■問い合わせ先　地域福祉課児童福祉係（☎・内線1106）

市営住宅の入居者を随時募集しています

市は下表に示す市営住宅の入居者を随時募集しています。希望する人は必要書類をそろえ、申し込みしてください。

先着順に書類審査を行い、空きがなくなり次第、募集を終了します。

■家賃・敷金

▼家賃　八幡平市営住宅条例に基づき、入居者決定世帯の収入により決定▼敷金　入居時家賃の3カ月分

■申込書の配布場所　建設課

■問い合わせ先　建設課建築係（☎・内線1306）

表＿入居者を募集する市営住宅（全て風呂付き）

※単身＝単身入居の可否

住宅名	場所	建設年度	間取り	単身
柏台第一住宅	柏台	S60～H1	2LDK	○
時森住宅	松尾	S56	3K	○
湯沢住宅	松尾	H7	2LDK	×
曲田住宅	安代	H1	2LK	○
コマクサ	柏台	S56	2DK	○
コマクサ	柏台	S56	3DK	○

住宅名	場所	建設年度	間取り	単身
ニッコウキスゲ	柏台	S57	2LDK	○
チングルマ	柏台	S57	2DK	○
シャクナゲ	柏台	S58	3DK	○
ミズバショウ	柏台	S58	3K	○
4号棟	柏台	S62	2LDK	○
湯沢住宅（特公）	松尾	H7、8	2LDK	×

マイナンバーカード休日交付をしています

市はマイナンバーカードの休日交付をしています。希望する場合は、来庁の前々日までに予約してください。

併せてオンライン申請の補助もしています。

■対象　市から「個人番号カード交付通知書（はがき）」が送付されている人

※個人番号カードの受け取りは、原則として申請者本人が来庁する必要があります

■開庁日時　毎月第2日曜日の午前9時から正午

■開庁場所　市役所本庁舎市民課（西根・安代各総合支所は開庁しません）

■予約・問い合わせ先　市民課戸籍住民係（☎・内線1062）

農業委員会5月総会の申請書提出期限が変更

市農業委員会は農地法3条・4条・5条、適用外証明願、農地改良届の申請を受け付けています。申請書の提出期限は毎月5日としていますが、5月総会に係る提出期限を次の通り変更します。

申請受け付け後は、記載内容の審査や現地確認調査を行い、毎月25日開催予定の総会で審議します。

■申請書提出期限　4月30日㈮

※申請書類は同委員会事務局窓口で交付を受けられます。

■現地調査予定日　5月14日㈮

■総会開催予定日　5月25日㈫

■許可書交付予定　▼【3条】5月27日㈭以降▼【転用】6月中旬以降（県知事許可）

■問い合わせ先　同委員会事務局農地調整係（☎・内線1354）